

京都の書肆出雲寺家の別家衆

藤 實 久 美 子

はじめに

日本近世の書籍文化に関する研究は、現在、各領域で進められている。その様相は国文学者である鈴木俊幸氏の労作『近世書籍研究文献目録』⁽¹⁾・同『近世書籍文化研究文献目録―補遺―』⁽²⁾から看取することが出来る。特に一九九〇年代以降、歴史学研究のなかで書籍文化について、正面から取り上げる動きが見られるようになった。⁽³⁾この動きと筆者の模索とは無関係ではない。

ここでは、これまでの筆者なりの課題設定と検討の流れと、本稿の問題意識との関わりについて説明しておきたいと思う。

筆者はこれまで武鑑という実用書の検討を一つの研究の柱としてきた。⁽⁴⁾武鑑は寛永末年（一六四三）に京都の民間書肆から発刊された。

幕府の統治下での相対的な「不安定」のなか、將軍を中心とする新た

な秩序が形成されつつある状況にあった。人々は現況を知ろうとし、この需要を見越して民間書肆は武家の人事録として武鑑を発刊したのである。その後遅くとも宝暦期に、武鑑は社会に定着し、武鑑に記載される人が武士であるといった感覚さえ醸成された。十八世紀中頃、武鑑は一つの基準と見なされるに至った。

武鑑は二百年間刊行され続けたロングセラーブックであったから、その刊行過程を追うことは、幕府の統制や同業者仲間の結成とその慣行という近世的な出版システムの形成と変容に迫るものとなった。幕府の統制と仲間慣行の大きな画期は享保期に求められる。享保七年（一七三二）に幕府の書物取締令は発令された。また同時期になされた株仲間の公認は、仲間行事による運営という出版業界の自治的側面と、出版の権利である板株の強化につながった。

武鑑の出版は、元禄期から江戸の書肆に全面的に主導権を移す。そして類板・重板を認めない仲間慣行のもと、江戸の書物問屋須原屋茂兵衛家は武鑑の板株を各書肆が手放す度に買い取り、独占化を図った。しかしながら、江戸の書物問屋仲間の構成員で、幕府の御用達町人であった出雲寺家は須原屋に臨んだ。両者は武鑑の刊行を巡って、宝暦九年（一七五九）から同十三年、安永八年（一七七九）、文化十一年（一八一四）から同十三年、文政六年（一八二四）から同十一年までと、頻繁に抗争を繰り返した。これらの抗争は多くの場合、出雲寺家に有利な形で収束した。

右の考察を続けるうちに筆者は、須原屋茂兵衛家や出雲寺家という江戸時代の出版界の基軸となった老舗書肆の検討を行うことを研究の第二の柱とした。須原屋家については、すでに今田洋三「江戸の出版資本」⁽⁵⁾によるアプローチがある。そこで出雲寺家について多角的な分析を行うことにした。⁽⁶⁾

本稿では、書肆出雲寺家の別家衆に関する史料を紹介して、「家」という観点から書肆出雲寺家を考えてみたいと思う。⁽⁸⁾なお、別家衆とは史料中に見られる別家・准別家を総称する言葉として用いる。

一 書肆出雲寺家について

出雲寺の別家衆について述べる前に、まず前提として出雲寺家について記しておきたい。

書肆出雲寺は寛永末年に京都今出川⁽⁹⁾で創業した。姓は林氏である。

堂号は松柏堂である。家号は初め「林」を使用し、元禄五年（一六九二）以降「出雲寺」を用いた。⁽¹⁰⁾ただし、行論上の混乱を避けるために創業期から家号「出雲寺」を使用する。

京都の出雲寺家の当主は十一名を数える。出雲寺家の歴代当主の名前と家督年月・隠居年月・没年月日は、表1「出雲寺家歴代当主—京都店」に示した通りである。表1の作表は、後述の出雲寺家旧蔵の「由緒」と、独立行政法人国立公文書館内閣文庫収蔵の多聞櫓文書中の「御書物師出雲寺萬次郎由緒書」⁽¹¹⁾、現存する出雲寺板、貝原益軒の日記⁽¹²⁾による。

初代当主は時元（？—一七〇四）で、歌書を中心とした写本の作成販売、漢籍の和刻本などの出版を行った。寛文期に行われた「本朝通鑑」の編修時には、京都の公家などが所持する書籍の写本を幕府の儒者林家の国史館にもたらすなど、初代時元と時元の次男誠音（？—一七二二）は、京都と江戸とを文化的に結ぶ役割を果たした。

出雲寺家は、寛文六年（一六六六）江戸に屋敷を所持し、幕府の儒者林家の家塾などに出入りするための拠点を構えた。寛文期から享保期にかけて、出雲寺家が江戸での活動に比重を置いていた様子は、時元・一衣（？—一六七八）・誠音の三人の当主が、いずれも江戸で没していることから窺うことが出来る。

寛文期以来の時元の働きは、幕府の認めるところとなって、遅くとも元禄十一年（一六九八）に、時元は幕府の御用達町人となった。幕府の御用達町人として抱えられたとき、時元はすでに隠居しており、

表1 出雲寺家歴代当主—京都店—

代数	書物師	名前	通称など	家督	西暦1	隠居	西暦2	備考
1		林時元	勘左衛門・和泉掾・白水	正保4以前	1647	寛文4・10・23	1664	
	1			元禄11?	1698	宝永1	1704	宝永1・9・14江戸で没
2		林一衣		寛文4・10・23?	1664	延宝6?	1678	延宝6・7・8江戸で没
3		出雲寺誠音	和泉掾・白水	延宝6?	1678			一衣弟
				元禄15	1702	宝永1	1704	江戸店を出す
	2			宝永1?	1704	享保7	1722	享保7・3・22江戸で没
	3	出雲寺文蔵		享保7・12	1722	享保8・4	1723	誠男男、享保8・10京都で没
4		出雲寺元丘	助三郎・和泉掾	宝永1	1704	享保8・4	1723	一衣次男、隠居後帰京
	4			享保8・4	1723	享保16	1731	享保17・2京都で没
5		出雲寺元豊	元五郎・和泉掾	享保8?	1723	享保15?	1730	享保15・6・14京都で没
6		出雲寺元矩	文次郎・和泉掾・古仙・宥我	享保15	1730	享保16・2	1731	宮林素格三男、松屋喜兵衛養子
	5			享保16・2	1731	元文4・6	1739	元文4・6帰京 安永7・1・22京都で没
7		出雲寺元章	文治郎・勘左衛門	寛保4	1744	寛政4	1792	父桜井浄栄、母元矩妹。文化10・12没
8		出雲寺元頼	熊三郎・文治郎	寛政4	1792	寛政4・8	1792	元矩男、寛政4・8没
9		出雲寺元敷	平兵衛・文治郎	寛政11	1799	文政11?	1828	元矩室きの末弟、天保4・1没
10		出雲寺元方	保右衛門・文治郎	文政11・9	1828	文久3?	1863	伊勢白子の中津又市男、文久3・4没
11		出雲寺元萬	萬之助・文治郎	文久3?	1863	明治	?	河内国志紀郡柏原村高田清口男、明治15・10没

白水と号していた。

元禄十一年当時、書肆としての経営は、三代目当主誠音が行っていた。誠音は元禄十五年に江戸日本橋南一丁目¹⁵に店を出した。

元禄期、江戸の書肆の動きは活発化していた。しかしながら、江戸の文化的需要に應えるに十分ではなく、上方書肆にとって江戸は販路拡大という意味で魅力的な場所であった。また江戸の書肆の動きは時として海賊版の刊行となつて表出した。そのため上方書肆は江戸の書肆の動きを牽制し、権益を保持するために、江戸に出店した。元禄期における江戸店の設置は、新興勢力に対する老舗化した上方書肆の¹⁶対応であつたとみてよい。

先述したように、十八世紀初頭に、幕府による統制令の発令と統制を間接的に担う株仲間の公認がなされた。株仲間は江戸では書物問屋仲間、京都では書林仲間、大坂では本屋仲間の呼称が用いられた。株仲間は三都での出版・売り捌きの

権利を独占した。株仲間は特権商人となった。

江戸の書物問屋仲間は、まず通町組と中通組が公認された。通町組は十軒店通町に店をもつ書肆、中通町は万町書物町周辺に店を張る書肆を中心とする集団で、どちらの構成員も上方の江戸出店が多くを占めた。その後、享保十二年に九店が中通組を脱退して南組を結成し、これも幕府に公認された。

江戸の書物問屋仲間の株数は約五十から六十株の間を推移した。仲間株は売買され、これにより仲間構成員はしばしば入れ替わった。

江戸の書物問屋仲間は、各組から二名ずつ選出された行事によって自治的に運営された。行事は二ヶ月交替で務め、行事に就任するものは各組の老舗に限定されて固定的であった。⁽¹⁷⁾ 行事は、仲間構成員の加除認定と登録、町奉行所からの指示の伝達、新刊書の開板申請に対する吟味、仲間内部での紛争調停、三都間の交渉など、大きな権限を有した。

享保期以降、急速に進んだ出版界の秩序化のもと、出雲寺家の当主は江戸・京都の両仲間行事を務め、同業者内部で最上層に位置した。また京都では浄土宗智恩院・比叡山大般若経など「御用書林」として寺院蔵板を支配した。⁽¹⁸⁾

ただ、家の存続には資本の蓄積・運用とともに、順調な世代交代が必要である。表1「出雲寺家歴代当主―京都店―」から明らかのように、享保八年に家督を継いだと考えられる五代目当主元豊が同十五年に没した。元豊の子は無かった。同年、宮林素格の子で松屋喜兵衛の

養子となっていた元矩が入って、六代目当主として京都店と江戸店の両店を相続した。元矩は幕府の書物師として役割を果たすために江戸に下った。その後、元文四年（一七三九）に元矩は帰京し、江戸店は別家として独立した。

寛永末の創業から五十年後の元禄期に、出雲寺家は御用達町人として抱えられ、また江戸に出店を設けた。創業から八十年を経た享保期、幕府の文化政策の転換期に、出雲寺家は特権商人で権益集団である株仲間の行事などを務めることになった。そして創業から百年後の元文四年に、出雲寺家は京都店・江戸店それぞれに一人ずつ当主を立てるようになった。

出雲寺家の別家衆について考察する本稿では、この江戸店についてまず論じなければならないが、次では本論の典拠とする史料について触れておきたい。

二 出雲寺家旧蔵「由緒」について

京都の出雲寺家に伝来した史料「由緒」は、現在、京都府立総合資料館に所蔵されている。この出雲寺家の「由緒」については、すでに宗政五十緒氏⁽¹⁹⁾が紹介し、考察を加えておられるが、基本的な事項について改めて確認しておく必要がある。

本史料は豎半帳・二つ目綴じ。表紙に「由緒」と墨書がある。木箱入り。木箱の上書きに「本夾」とある。

内容は、以下の五つの部門からなる。

- (1) 京都店の当主と家族の生没年等を記した系図
 - (2) 江戸店の当主の生没年等を記した系図
 - (3) 京都店の親戚書
 - (4) 別家および准別家の書き上げ
 - (5) 当家先代（京都店六代目当主元矩）所持伝来道具の書き上げ
- (5)の末尾に「文化八年（一八一―）孟秋書」とあり、この時点で一応の完成をみたと推察される。だが全体に後筆があり、明治十五年（一八八二）まで書き継がれた痕跡がある。
- 本稿では(4)の部分を翻刻して後掲するが、このような史料をもつ書肆は、管見の限り極めて少ない。史料を翻刻して、紹介する理由はここにある。

三 江戸店出雲寺和泉掾家の独立と展開

既述の通り、出雲寺家旧蔵「由緒」の(2)には、元文四年（一七三九）に独立した江戸店出雲寺和泉掾家の当主について書かれている。一方、出雲寺家旧蔵「由緒」の(4)の冒頭には「別家并准別家」と表現がある。ここからは、(2)として別立てになっている江戸店は、別家衆のなかでも、別格の位置を占めていたことが理解される。

江戸店の出雲寺和泉掾家の堂号は松栢堂。店の場所は元禄十五年（一七〇二）から日本橋南一丁目、天明五年（一七八五）二月から本石町三丁目十軒店⁽²¹⁾、寛政七年（一七九五）十二月から本町二丁目、天保七年（一八三六）から馬喰町二丁目、弘化三年（一八四六）から横山

町一丁目に移った⁽²⁴⁾。

江戸店の歴代当主は表2「出雲寺家歴代当主―江戸店―」に示した通りである。表2は、江戸店の歴代当主の家督年月・隠居年月・没年月を記したものである。表2の作表にあたっては、表1の作表に用いた史料のほか、幕府の書物奉行の執務日記である「書物方日記」⁽²⁵⁾を利用した。

以下、その活動の概要を記す。

六代目当主元矩は元文四年（一七三九）六月に、京都店に帰り、これを期に京都店と江戸店は分離した。この時、江戸店の当主に迎えられたのが、江戸の新興の両替商播磨屋中井新右衛門家の婿養子中井新十郎である。中井新十郎は中井新右衛門の娘久米と結婚しており、夫婦養子として江戸店に入ったといえる。新十郎は出雲寺文之丞と改名して、江戸の書物問屋仲間⁽²⁶⁾の構成員になり、また幕府の六代目書物師⁽²⁸⁾になった。

播磨屋から江戸店に入家するにあたっての条件は、江戸の書物問屋仲間株と受領名「和泉掾」⁽²⁹⁾の使用と幕府の御用達町人の身分の譲渡であった。江戸店への両替商中井新右衛門からの資金援助は、元文四年六月以降寛政年間までを続き、貸金は九千両余に達したといわれる⁽³⁰⁾。京都店と江戸店の分離は資金繰りの問題であったとみてよからう⁽³¹⁾。

天明五年（一七八五）、江戸店の書物問屋仲間株と御用達町人株は、江戸の地本問屋の遠州屋弥七に転売され、江戸店にはその子が入り、出雲寺文五郎（元孝）を名乗った。文五郎は書物問屋仲間株を所

表2 出雲寺家歴代当主—江戸店—

代数	書物師	名前	通称など	家督	西暦1	隠居	西暦2	備考
1	6	出雲寺文之丞	初名中井新十郎。和泉掾・喜兵衛	元文4・6	1739	天明2・11	1782	播磨屋中井新右衛門養子、寛政5・12没
2	7	出雲寺文之丞		天明2・11	1782	天明5・6	1785	天明5・10没
3	8	出雲寺文五郎	和泉掾	天明5・6	1785	寛政9・3	1797	遠州屋弥七男、寛政11没
4	9	出雲寺要人	文次郎・要人	寛政9・6	1797	文化9・10	1812	文化13没
				寛政9・6	1797	文化10・6	1813	
5		出雲寺勇三郎		文化9・10	1812	文政7?	1824	要人男、文政7・12没
	10	出雲寺源七郎		文化10・6	1813	文政7・11	1824	要人甥。押込。天保11・12没
6	11	出雲寺富五郎	政七郎・富五郎	文政7・11	1824	天保3・5	1832	源七郎養子
				文政7・12	1824	天保3・5	1832	天保9・10没
7	12	出雲寺幸次郎		天保4・7	1833	天保9・7	1838	富五郎養子、天保10・2没
8	13	出雲寺金吾		天保9・7	1838	天保15・2	1844	幸次郎甥、弘化2・4没
9	14	出雲寺万次郎		天保15・2	1844	文久3・7	1863	金吾従兄弟 天保12～嘉永4仲間 停止、慶応1・3没
10	15	出雲寺万次郎		文久3・8	1863		?	万次郎男

持しながら、町方人別に入らずにいたことが発覚するなどの不祥事により、寛政九年（一七九七）三月に引退した。

文五郎の跡は寛政九年六月に要人が継いだ。文化九年（一八一二）十月、要人は自身は書物師のみを務め、書物問屋仲間株は実子勇三郎に譲ることを願って、書物奉行から許された。翌年文五郎は御用達町人株を養子の源七郎に譲った。勇三郎が書物師にならなかった理由は病弱とされる。

文政六年（一八二三）、源七郎は俗に「八の武鑑」といわれる絶版処分を受けた武鑑を出版する等して、翌年十一月町奉行から「御用差留押込」、跡式を養子の富五郎に譲るようにと命じられた。

文政七年十一月、源七郎の跡を継いだ富五郎は書物師となり、勇三郎から書物問屋仲間株をも受け継いだ。ただし、源七郎処罰の影響から富五郎は、書物師として出雲寺家当主に代々許されていた將軍目見えの資格を剥奪された。富五郎は天保三年（一八三二）に引退し、翌四年に養子の幸次郎が家督を継いだ。

幸次郎は五年ほど当主を務めただけで、甥の金吾に家督を譲った。金吾もまた五年余りで家督を従兄弟の万次郎に譲った。万次郎は文久三年（一八六三）七月まで二十年弱の間当主を務め、翌月実子万次郎が家督を継いで明治を迎えた。

四 「別家井准別家」記載の別家衆（江戸）

江戸店出雲寺和泉掾家以外の別家衆は、表3「江戸店を除く出雲寺

家の別家衆（文化八年）」にまとめた如くである。表3の作表と以下の記述は「由緒」と井上和雄『慶長以来書賈集覧』・井上隆明『改訂増補 近世書林板元総覧』⁽³³⁾、京都書肆変遷史編纂委員会『出版文化の源流 京都書肆変遷史』⁽³⁴⁾、金子宏二「翻刻・三組書物問屋諸規定（承前）⁽³⁵⁾」、および現存する出版物による。

ここでは表3「江戸店を除く出雲寺家の別家衆（文化八年）」のうち江戸に店を構えていた別家を取り上げる。

【松本平助家】

松本平助家の堂号は慶寿堂である。店は日本橋四日市（寛政期）、桧物町仁兵衛店（文化期）、のち江戸橋蔵屋敷佐太郎店（嘉永四年）に移った。

松本平助は後述の松本善兵衛の次子吉次郎で、京都店出雲寺家で元服を済ませ、天明二年（一七八二）江戸に下って結婚し、松本平助家を立てた。だが、創業して数年後の天明四年に没した。

初代平助に実子が無かったため、京都在住の伯母の子（実兄である松本善兵衛長子）を養子に迎えて相続させ、日本橋四日市に开店させた。

二代目平助にも実子は無く、六三郎を養子として迎え、三代目平助を称した。⁽³⁶⁾

活動の痕跡となる出版物では、天明六年（一七八六）刊行、梅野下風・近松保蔵合作の時代物浄瑠璃「彦山権現誓助剣」⁽³⁷⁾（相合）が古く、文政十年（一八二七）刊行、瀬川如皋著の絵入本「牟芸古雅志」⁽³⁸⁾

表3 江戸店を除く出雲寺家の別家衆（文化八年）

	家号	営業地	営業期間	備考
1	松本平助家	江戸	天明2(1782) 嘉永4(1851)以降	
2	和泉屋吉兵衛家	江戸	享保5(1720) 明治12(1879)以降	
3	大和屋清兵衛家	江戸	宝暦7(1757) 文化8(1811)以降	
4	書屋勘兵衛家	京都	寛文6(1666) 天保2(1831)以降	享保期から書屋
5	永田調兵衛家	京都	寛永(17世紀前半) 現在	
6	菱屋治兵衛家	京都	寛文11(1671) 弘化2(1845)以降	
7	河南四郎右衛門家	京都	天和3(1683)以前 天保2(1831)以降	
8	大文字屋七郎兵衛家	京都	貞享2(1685) 享保2(1717)以降	
9	菱屋重兵衛	京都	宝暦以前	貸本屋
10	万屋多兵衛	京都		職種不明
11	長村半兵衛家	京都	貞享3(1686) 文化8(1811)	
12	万屋作右衛門家	京都	正保2(1645) 文化4(1807)	文化4年以降、扇屋と改名
13	大和屋伊兵衛家	京都	寛永20(1643) 文化元(1804)以降	
14	菱屋平七	京都	? 文化8(1811)	摺物細工
15	荒物屋長兵衛	京都		仲買か
16	菱屋多介家	京都		天明8年以降に成人
17	菱屋弥介	京都	文化8(1811)	
18	菱屋儀介	京都か		職種不明

○「□□□家」とある場合は世代交代があったことを示す。

〔相合〕が最も時期が下る。

寛政期以降、中通組の仲間行事を務めた。文政七年版「江戸買物独案内」では「唐本・和本・仏書・義太夫丸本・石刻」を扱つとある。

嘉永四年（一八五二）の株仲間再興時の名前帳に家号を確認することが出来る。

【和泉屋吉兵衛家】

和泉屋吉兵衛家の堂号は泉栄堂（文化期）、名山閣（嘉永期）である。姓は牧野氏。店は芝神明前三島町新道平八店（寛政二年）、芝神明町（文政十二年）、のち芝宇田川町組合持地借に移つた。

活動の痕跡は、享保五年（一七二〇）刊行の「算法弧矢弦解」〔単独行、以下「単」と略記する〕が古く、明治十二年（一八七九）の穴戸逸郎点「唐宋四大家文選」の売り捌きが最も時期が下る。

文化期以降、南組の仲間行事を務めた。文政七年版「江戸買物独案内」では「唐本・和本・仏書、石刻」を扱つとある。嘉永四年（一八五一）の株仲間再興時の名前帳に家号を確認することが出来る。

【大和屋清兵衛家】

大和屋清兵衛家の店は新吉原江戸町にあった。

活動の痕跡では、宝暦七年（一七五七）の鱗形屋版「細見・並嬉乃太夫」の売り捌きが古く、寛政六年（一七九四）の青木宇角著「諸芸博物筌 古名手引草」の刊行が最も時期が下る。

このほか【松本平助家】に関する史料からは、出雲寺家と関係が

あつた諸家の存在を確認することが出来る。次に列記する。

【谷村豊左衛門家】

初代谷村豊左衛門（？—一七四二）は江戸店出雲寺和泉掾家の手代であつた。

初代豊左衛門の没後、その弟は京都に居住していたため、板木を京都に引き取り、麩屋町二条下ル町で、二代目谷村豊左衛門家（？—一七七六）として開業した。

活動の痕跡となる出版物では、延享三年（一七四六）刊行、荻生徂徠著「絶句解拾遺」（谷村豊左衛門（京都）、松本新六（江戸）相合）が古く、明和元年（一七六四）刊行、荻生徂徠著「古文矩・文変」が最も時期が下る。

【松本新六家】

初代松本新六は前掲の谷村豊左衛門家の手代。のちに松本新六家として独立した。店は江戸日本橋南三丁目にあつた。荻生徂徠の著述書を多く刊行したという。初代新六は隠居したのち生国に戻り、手代善兵衛が家を継いだ。

現存本では、元文五年（一七四〇）刊行、荻生徂徠著「論語徴」が古く、安永三年（一七七四）刊行、無所得著「遊芳草」（風月孫助（尾張）、松本新六（江戸）、風月荘左衛門（京都）相合）が最も時期が下る。

【松本善兵衛家】

松本善兵衛家は松本新六家株を継いだもの。堂号は群玉堂である。

店は初め日本橋南三丁目、文政七年（一八二四）版「江戸買物独案内」によれば通油町茶店にあった。

当主善兵衛は、もともと京都の書林仲間で京都店出雲寺家の別家の一つである大文字屋七郎兵衛家に出入りする表紙屋の弟子であったが、主人との不和から江戸に下って、書物問屋松本新六家に奉公した。

活動の痕跡となる出版物では、明和元年（一七六四）の荻生徂徠著「絶句解」の刊行が古く、文化六年（一八〇九）の加藤暁台著「暁台句集」〔相合〕の刊行が新しい。また文政七年版「江戸買物独案内」に「唐本・和本・仏書・石刷・和漢法帖」を扱つとある。

この松本善兵衛の次子吉次郎は、既述の通り、京都店出雲寺家に奉公し、松本平助家を起した。

【松本平助家】の史料からは、江戸店出雲寺和泉掾家の別家谷村豊左衛門家、松本新六家・松本善兵衛家の存在が窺われる。これらは単純には京都店出雲寺家の准別家という関係にならう。ただし、「由緒」の記し方から推察すれば、これらは京都店出雲寺家から別家衆の扱いを受けていなかった模様である。

五 「別家并准別家」記載の別家衆（京都）

ここでは、表3「江戸店を除く出雲寺家の別家衆（文化八年）」のうち京都に店を構えた別家衆を取り上げる。

【蒼屋勘兵衛家】

蒼屋勘兵衛家の堂号は、向陽堂、靈書軒である。姓は上坂氏。店は押小路通黙屋町東入、寺町通仏光寺下ル（享保期）、四条通黙屋町東入、四条通烏丸東入長刀鉾町（天保期）、のち五条新町東入南側に移った。

初代蒼屋勘兵衛名は兼勝。始め菱屋と称し、享保七（一七二二）・八年頃より別に蒼屋と改称した。天保二年（一八三一）版「京都買物独案内」に左の広告がある。

「蒼屋上坂収翠製養臟 金龍丸 りびゃうの薬／
腹一切によし

本家調合所 四条通長刀鉾町めとぎ屋勘兵衛／
書物御経類品々并古本売買仕候」

書物・古本売買のほか、家伝の薬「金龍丸」（腹痛薬）を売ったところが解る。

二代目蒼屋勘兵衛には二子があり、初め長子が家督を継ぐが不祥事があつて江戸に下り、書物問屋須原屋茂兵衛家に奉公した。勘兵衛家は次子が継ぎ、四代目を襲名した。四代目は文化年間に没。

別家（京都店出雲寺家から見て准別家）に、蒼屋甚介・蒼屋儀兵衛・蒼屋善介・蒼屋宗八がある。

【永田調兵衛家】

永田調兵衛家の堂号は文昌堂である。店は錦小路通新町西入、花屋町通西洞院西入南側（明和期）、西六条花屋町油小路東入南側（文化

期)、のち下京区花屋町通西洞院西入ルに移った。姓は永田氏。

先祖は佐々木道誉という。初代永田調兵衛(一五八八—一六七二)は寛永期に創業した。⁽³⁸⁾ 二代目永田調兵衛は初代の実子。

二代目永田調兵衛に子が無かったため、大和国より養子を迎えて、三代目永田調兵衛とした。ただし三代目調兵衛は所業が好ましくなく、板木を売り払い、商売は一時、衰退したという。安永期に三代目調兵衛は隠居した。隠居後は調治を称した。一説に、三代目調兵衛は出雲寺家の縁者であったとされる。

天明八年(一七八八)の京都大火で罹災した。⁽⁴¹⁾ これは四代目永田調兵衛の時にあたるか。その後、真宗西本願寺、浄土宗西山派光明寺、真宗仏光寺の「御用書林」として営業を続けた。⁽⁴²⁾ 一九八〇年当時の当主は十二代目永田宗太郎氏である。

【菱屋治兵衛家】

菱屋治兵衛家の号は福寿軒、宜風坊書林である。姓は八木氏。店は京都寺町通松原上ル西側(寛延二年)、のち御幸町通松原上ルに移った。

初代治兵衛は、京都店出雲寺家の細工人であった。活動の痕跡となる出版物では、寛文十一年(一六七二)刊行、西生永濟・北村季吟著「和漢朗詠集註」(単)が古い。

宝永期、菱屋治兵衛は青木鷺水著の浮世草子・辞書の出版を相合で行った。⁽⁴³⁾ 相合は出雲寺家(出雲寺家は未だ京都店と江戸店を分離していないので「出雲寺家」と記す)とである。これは先に記した初代菱

屋治兵衛の出自によるものであろう。

その後、青木鷺水との関係は途絶えるが、それは彼の作品が時事情報・実在する人物・幕府が禁じる遊戯を多用したことに起因する。⁽⁴⁴⁾ これも老舗出雲寺家の別家たる菱屋治兵衛の経営方針として肯首されよう。

天明八年の京都大火で罹災して、板蔵二つを焼失した。⁽⁴⁵⁾ だが寛政期、菱屋治兵衛は「京都菊屋七郎兵衛、菱屋治兵衛、菱屋孫兵衛、海老屋伊三郎、鶴屋喜右衛門、右草紙屋を五軒屋と唱申候」といわれるほどに回復した。

弘化二年(一八四五)刊行、深田精一著「黙黙余声」(菱屋治兵衛(京都)、河内屋喜兵衛・柏原屋清右衛門(大坂)、岡田屋嘉七・須原屋茂兵衛(江戸)、菱屋久八郎・菱屋久兵衛(名古屋)相合)は、活動を確認される最後の出版物である。

【河南四郎右衛門家】

河南四郎右衛門家の堂号は英華堂である。姓は河南氏。店は寺町通松原上ル、のち堀川通仏光寺下ル(明和期)に移った。

初代河南四郎右衛門は、永田調兵衛、ついで京都店出雲寺家に奉公し、のち独立して創業した。実子が無かったため養子を迎えたが、二代目河南四郎右衛門は繁盛して、日野屋半兵衛店を別に出した。日野屋半兵衛の店は堀川通仏光寺下ル、のち同上ル(貞享二年)に移った。姓は小林氏。

三代目河南四郎右衛門は養子を迎えて、養子は四代目河南四郎右衛

門を称した。五代目河南四郎右衛門は四代目河南四郎右衛門の長子で、次子は二代目として日野屋半兵衛家を継いだ。三代目日野屋半兵衛は二代目の娘に手代を迎えた。

しかしながら、安永元年（一七七二）、河南四郎右衛門家の当主は不在であつたようである。安永元年に摺り物の許可制を命じられた時の京都書林仲間が行事が奉行所に提出した請書⁽⁴⁸⁾の中に「河南四郎右衛門病死二付出雲寺文次郎」とあつて、行事の代役を京都店出雲寺家の当主が務めている。

河南四郎右衛門家は、天明八年の京都大火で罹災して、板蔵二つを焼失した。うち一箇所は出雲寺家の板木入れとして使用されていたといふ⁽⁴⁹⁾。

文化八年（一八一）当時の河南四郎右衛門は養子で、京都店出雲寺家に奉公していた女と結婚した。前の当主は隠居して吉右衛門と称した。

河南四郎右衛門家の活動の痕跡となる出版物では、元禄四年（一六九一）刊行、「法華問答」〔単〕が古い。ただし、日野半兵衛版の最古は天和三年（一六八三）刊行、元の釈惟則著「浄土或問」であることから、河南四郎右衛門家の創業は天和三年を遡ると考えられる。

河南四郎右衛門家の活動は、天保二年（一八三一）の「年代一統人物故事要覧」「年代一統社故事要覧」「年代一統万物故事要覧」の刊行を巡る京都書林仲間北村四郎兵衛との対立⁽⁵⁰⁾まで確認される。

日野屋半兵衛家の活動は、宝暦三年（一七五三）刊行、大岡春卜著

「丹青錦囊」（日野屋半兵衛（京都）、西村源六（江戸）、伊丹屋鳴井茂兵衛（大坂）相合）まで認められる。

別家（京都店出雲寺家から見て准別家）に、河南喜兵衛、河南儀兵衛がある。

【大文字屋七郎兵衛家】

大文字屋七郎兵衛の店は押小路通富小路橋町（元禄六年）、のち駄屋町通二条下ル（享保二年）に移った。姓は西村氏。

初代大文字屋七郎兵衛に実子は無く、大宮三条上ル町伊勢屋久右衛門の弟徳三郎を養子として迎えた。

活動の痕跡となる出版物では、貞享二年（一六八五）刊行、吉田半兵衛定吉画「伊勢物語絵入読曲」（大文字屋七郎兵衛（京都）、井筒屋徳右衛門（江戸）相合）が古く、享保二年（一七一七）刊行「魂鍛金衣鳥」〔相合〕が最も時期が下る。

【菱屋重兵衛】

菱屋重兵衛（宝暦期に没）はこれまで述べてきた別家のような書林ではなく、貸本屋を経営した。開業にあつての資金は京都店出雲寺家が提供したと推察される。店は烏丸松原上ル町にあつた。一代限りの営業である。

【万屋多兵衛】

京都店出雲寺家の手代が入家した。商売の種類は不明。

【長村半兵衛家】

長村半兵衛家の堂号は文栄堂である。店は堀川通仏光寺下ル西側に

あった。

活動の痕跡となる出版物では、貞享三年（一六八六）刊行の磯村吉徳著「算法闕疑抄」（単）が古く、創業の時期は一応、貞享期と考えることが出来る。

延享元年（一七四四）に京都店出雲寺家の手代武右衛門が養子として入家した。茂右衛門の生国は山城国吉祥院村（現京都市下京区）である。

茂右衛門の長子（法名釈采然）は長村半兵衛家を継ぎ、次男は分家して長村和介と称した。釈采然に実子は無く、養子が入って長村半兵衛家を継いだ。

出版物では文化六年（一八〇九）刊行、河津蓬莖著「名家押譜」（長村半兵衛・中川藤四郎（京都））が最も時期が下るが、「由緒」では同八年に存続していたことが窺われる。

【万屋作右衛門家】

万屋作右衛門家の堂号は含英堂である。店は御池通衣棚通角、のち御池通室町西入南側（天明八年）に移った。

活動の痕跡となる出版物には、正保二年（一六四五）刊行、隋の巢元方著「巢氏諸病源候総論」がある。創業の時期を正保期におくことが出来る。その後、年不詳ながら、京都店出雲寺家の手代兵助が入家して万屋作右衛門家を継いだ。

天明八年（一七八八）の京都大火で罹災して、住宅と板木入れを兼ねた土蔵二箇所を売り払い、御池通に転居した。子（？）一八〇七）

が家を継ぎ、先代当主は清兵衛と改名した。文化二年（一八〇五）刊行、松山和民著「踐耶論・医道論」はこの当主による。

文化四年に没した当主の跡は、妻の縁者から養子を取って、家名を相続させた。のち扇屋と改名した。扇屋の商売の種類は不明。

別家（京都店出雲寺家から見て准別家）に、万屋吉兵衛がある。

【大和屋伊兵衛家】

大和屋伊兵衛家の店は、二条通、新シ町通下山崎町、のち寺町通高辻上ルに移った。

初代大和屋伊兵衛は、仏光寺寺町で創業した。活動の痕跡となる出版物では、寛永二十年（一六四三）刊行「山庵雜録」が古い。

天明期、三代目大和屋伊兵衛の娘は、京都店出雲寺家に奉公したが、所業が好ましくなく、暇を出した。のちにこの娘は結婚。

伊兵衛には子が無く、廃業。所持していた板木類の一部は京都店出雲寺家の所有となった。

大和屋伊兵衛の出版物では、文化元年刊行、麦里著「越のむかし」が最も時期が下る。

【菱屋平七】

京都店出雲寺家の摺物細工人。平七は二条油小路の鏡屋に生れた。

天明八年の京都大火まで鏡屋を渡世とした。大火ののち、伏見に過ごし、母は同所で没した。しばらく道心者（仏道の修行者のこと）として過ごしたが、京都店出雲寺家で居所を用意して縁談を整えて、押小路の葉屋の娘きおと結婚させた。のち離縁。文化八年に発病して、摺

物細工をやめて、道心者となった。

【荒物屋長兵衛】

荒物屋長兵衛は、幼少から京都店出雲寺家に奉公し、元服後は江戸にも幾度か下った。正直者であったが、後妻のことで不和があり、一時、出雲寺家への出入りを禁じられた。天明八年（一七八八）の京都大火のち再び出雲寺家の出入りを許された。文化期に没した。

【菱屋多介家】

菱屋多介は下立売蒔屋町丸屋喜右衛門の子として出生。高倉二条下ル町で育ち、九才のときに、喜多川外内の世話で、京都店出雲寺家に奉公した。天明八年の京都大火のちに成人を迎えた。

【菱屋弥介家】

営業場所は京都である。活動の痕跡となる出版物に、文化八年（一八一）刊行の「和字便覧」がある。

【菱屋儀介家】

商売の種類は不明。

以上、京都店出雲寺家の別家十九家（表3の十八家と別格の江戸店）について見てきた。

六 「別家并准別家」不記載の別家衆

前記の通り、出雲寺家旧蔵の「由緒」は文化八年に成立した。「由緒」に記された別家衆は、文化八年に営業していたものと解せる。そのため、文化八年にすでに廃業していた家、これ以降に別家衆に加

わった家については、他の史料によってみる必要がある。

そこで基本文献である井上隆明『改訂増補 近世書林板元総覧』⁽⁵¹⁾で「出雲寺」と家号があるものを取捨して、左に掲げる。記載する記事は①家号、②経営の場所、③出版物に関する情報である。

【出雲寺四郎兵衛】江戸・宝永二年刊行「西行物語」〔出雲寺四郎兵

衛（江戸）、浅見吉兵衛（京都）相合〕／宝永四年刊行、青木鷺水著「諸国因果物語」／正徳二年刊行「近士武道三國志」〔出雲寺四郎兵衛（江戸）・菱屋治兵衛（京都）相合〕

【出雲寺八兵衛】江戸？・宝永三年刊行、奥田有益編「新編算法改正

録

【出雲寺武右衛門】江戸・元文四年版、伊藤長胤著「大学定本釈義

の売り出し

【出雲寺吉兵衛】江戸・元文五年版、一線撰「青鷄原夢語」の売り出

し

【出雲寺久五郎】江戸・寛政七年版、岡田耕雲著「百世養草」板元・

売り出し

右の家号「出雲寺」を用いる五家と、出雲寺家との関係については、現在の段階では不明とせざるを得ない。しかしながら、左に文章を引用する名古屋への出店計画の時期と重なることから、出雲寺四郎兵衛・同八兵衛は、株仲間公認の直前の宝永期の状況のなかで考える必要があるかもしれない。また出雲寺久五郎は出雲寺文五郎の誤謬で

ある可能性もある。現存本の調査を進めたい。

宝永期に名古屋への出店計画があったことを、長友千代治氏⁽⁵³⁾はすでに指摘されている。

「名古屋には、その頃まだ本屋は少なく、出版も行われていなかったのである。『鸚鵡籠中記』には、宝永元年（一七〇四）頃、京都から『秘密符法』などを出版していた教来寺弥兵衛という者が下つてきて、本の即売会を催し、相当の成果をあげたので、京都の林（出雲寺）和泉など五、六軒の本屋も同じく出張販売の計画を立てた。

そのため風月孫助は大いに困り、奉行所に訴え出ると、教来寺弥兵衛は店を仕舞つて帰京したという記事がある。」

右の風月堂孫助は美濃国大田の人。京都の書林風月堂に長く奉公し、貞享年間に名古屋で創業した。

次は幕末の別家衆である。

【北村四郎兵衛家】

北村四郎兵衛家の号は杏林軒、堂号は文石堂である。店は五条通高倉東入ル、のち三条通富小路西入ルに移った。

活動の痕跡となる出版物では、天和三年（一六八三）山田正重編「改算記」（単）本が古い。儒書・歌書・医書・仏書を主に出版した。⁽⁵⁴⁾ 文久初年に当主が没して、家政が傾いた。これに対して、北村四郎兵衛家の別家衆である二代目北村太助（西川文華堂）は家財を上げて援助、その後継者に京都店出雲寺家の手代武助を選んで、再興に尽くした。

次に史料「本家再興に付其次第の概略書付申候」⁽⁵⁵⁾を掲げて、手代武助の人家の様相を見てみたい。本史料は文久元年（一八六一）に作成されたものとされる。

一、八月十五日、出雲寺より使の人参候。（中略）出雲寺主人被申候に付、我等の下人を北村相続人と致候而は、其親類に対し失礼に相成候間、我等の子に致候而差遣可申との事故大悦に存候。

一、今度相談に付ては、（北村）彦太郎殿第二女お直殿を配合に致候事兼ての心組に候。二十六日朝、武助殿と相見為致候。出雲寺店吉兵衛添来。お直殿には橋永殿内おいく殿添當宅にて、其後刻双方より得心の由申来候。

一、永田調兵衛殿を媒酌に頼候。此儀も出雲寺主人の意に候（後略）

右の史料にある「出雲寺主人」は出雲寺文治郎元方である（前掲の表1参照）。文次郎元方は手代武助を北村家に入家させるに当たり、北村家の格式を傷つけないよう配慮し、出雲寺家の子として入家させた。武助は北村家の一族である北村彦太郎の次女直子と結婚した。媒酌はやはり出雲寺文治郎元方の心遣いで永田調兵衛が務めた。

家督を継いだ武助は初め北村武助を称し、のち北村四郎兵衛を称した。武助は別家北村太助の全面的な資金援助のもとで活動を続けた。店は柳馬場姉小路上ルに移り、同家は明治中頃まで続いた。出版物に明治十九年（一八八六）刊行の「菊迺下葉」がある。

おわりに

書肆の別家衆に関する研究では大坂の河内屋一統について蓄積がある。すなわち、濱田啓介「近世後期に於ける大阪書林の趨向―書林河内屋をめぐる―」⁽³⁷⁾、また濱田氏の論考を前進させた坂本宗子「近世後期大坂本屋仲間における別家衆の動向―河内屋一統を中心に―」⁽³⁸⁾である。

河内屋喜兵衛家は四十四家の系列一家（別家・准別家）を擁した。

これは、大坂の商人の場合、一般に本家は暖簾を分けた別家が同業者として本家の商いに食い込むことを嫌ったという例とやや様相を異にする。河内屋喜兵衛家は別家一統の互助の精神によって本家が守られていく。文化期に顕著となる大坂本屋仲間の販売組織の脆弱化、放埒な仲間加入を阻止しようとした。また明治期の本屋仲間の変革期に別家集団は重要な役割を果たした。

右のように四十四家の機能に踏み込んだ研究に比べるならば、本稿はいまだ研究のとは口に辿り着いたに過ぎない。菱屋治兵衛⁽³⁹⁾を除いて別家の活動については検討がなされていない。また天明八年（一七八八）時に、京都店出雲寺家の板木蔵の一つを河南四郎右衛門家が管理していたことや、文化年間に廃業したと思われる大和屋伊兵衛家の板木を京都店出雲寺家が引き取っている事例など、別家の活動の分析と板木の管理を巡る本家・別家の関係は今後の課題として残されている。史料的な制約はあるものの、本家と別家衆の関係についても触れていない。

ただし、次の諸点については確認することが出来たのではないだろうか。

本稿の「はじめに」「三 江戸店出雲寺和泉掾家の独立と展開」では、江戸店の「株」―御用達町人株と書物問屋仲間株―は、両替商の中井家のような他業種、遠州屋のような地本問屋の間で売買された。元文期に幕府の御用達町人身分は「株化」しており、売買の対象となっていたことを確認した。別の角度から見れば、京都店は幕府の「御用」を切り離して、書肆としての純化を遂げたといえる。

ついで、京都店出雲寺家は文化八年（一八一―）時に、江戸店出雲寺和泉掾を初め江戸に別家四家、京都に十五家を擁していたことを明らかにした。十九家の別家のうち十三家は江戸の書物問屋仲間または京都の書林仲間に属する書肆であった。

これら十三の別家は、寛永期―正保期に創業した書肆永田調兵衛家・大和屋伊兵衛家・万屋作右衛門家、貞享期―元禄期に創業した長村半兵衛家・河南四郎右衛門家・大文字屋七郎兵衛家、享保期に創業した蒼屋勘兵衛家・江戸和泉屋吉兵衛家、宝暦期―天明期に店を開いた江戸大和屋清兵衛家・江戸松本平助家など、創業期は多様であった。

大坂の河内屋喜兵衛家に関する研究は、十八世紀半ばに営業を開始または再開した書肆の事例であり、河内屋一統は二代目忠朝の時代から手代を別家とするサイクル⁽⁴⁰⁾が始まったことを明快に論証している。これと本事例とを比べるならば、出雲寺家は十七世紀半ばに創業した

書肆であり、同時期に創業した書肆と本家・別家の関係を結んでいる点に特徴を見いだすことが出来る。つまり、出雲寺家と別家との関係は、手代への暖簾分けという形態のみから理解されうるものではなかった（後掲の①・③）。

しかしながら、出雲寺家に大店一般に見られる要素がない訳ではない。手代を初めとする店表の奉公人のライフサイクルというところに視点を置いて分類を試みると、当然のことながら手代の別家化（後掲の②）が最も多く、別家の五割に上ったことが確認される。

① 養子の世話をしたと推察される家は永田調兵衛・大文字屋七郎兵衛家の二家

② 手代などが創業した家は河南四郎右衛門家・菱屋治兵衛家・菱屋重兵衛・菱屋平七。江戸松本平助家・江戸和泉屋吉兵衛家・江戸大和屋清兵衛家・荒物屋長兵衛。八家。

③ 手代が養子に入った家は、長村半兵衛家・万屋作右衛門家・万屋多兵衛の三家と、北村四郎兵衛家。

また右の分類で、三割弱を占める③は有能な手代が他家の養子として迎えられた事例で、京都出雲寺家の「教育」の質の高さが示されるとともに、手代が他家入家後、新しく本家・別家関係（北村四郎兵衛家・北村太助家）を結びながら、元の主家である京都店出雲寺家とも本家・別家関係を結んでいるという複層する関係を看取できる。

なお、先に単に「手代」とせず「手代を初めとする店表の奉公人」と記した。その理由は、前掲の②のなかに、手代のほか細工人が

含まれていることに注意したためである。たとえば、菱屋治兵衛家の初代は京都店出雲寺家の細工人、菱屋平七は京都店出雲寺家の板摺人であった。

ところで、出版業はいつの時代も他業種が寄り合い、技術を合わせ商品を作っていく創業産業である。板元は最大の出資者であることが多く、またコーディネーターとして造本過程で大きな位置を占めたが、分業化した商人・細工人の編成なくして出版業は成り立たなかつた。

蒔田稻城氏⁶⁴は、この京都の板木屋・板摺人・表紙屋という三職の存在にすでに触れている。蒔田氏は、右の三職のうち板摺人は重板類板の防止・板木の生命保全などと直接結びつくことから、板摺人の取締・選択は極めて重要であった。京都の板摺人は「文昌講」を結び、この団体のみ書林仲間に隷属して仲間行事の監督支配下にあった。有力な書肆は自家専属の「お抱え」職人を置いたと指摘している。

右の指摘に従えば、菱屋平七は京都店出雲寺家に専従する板摺人として位置づけられる。菱屋平七の生業・結婚・住居は京都店出雲寺家によって世話が成されている。ここからは、専属の細工人を抱えるということの実態が窺われよう。

最後に、本稿では家号からは推察しづらい別家衆（文化八年段階で別家は十九、准別家は七）の存在を、書肆出雲寺家に伝わった史料によって紹介した。しかし、書林仲間の史料からも、吉田四郎右衛門家と別家吉田治兵衛・吉田雅兵衛⁶⁵のような関係が明らかになる。書林仲

間の史料を読み直しながら、本家と別家衆の関係を丹念に見つけ出し、データを整理・蓄積することで、仲間内部の小集団の存在、小集団の力関係が、照射されると考えられる。その時、出雲寺家の位置はさらに明瞭なものとして、たち現れて来るのではなからうか。

- (1) ペリカン社、一九九七年。
- (2) 鈴木俊幸編・発行『書籍文化』第一集～第六集、二〇〇〇～二〇〇五年。
- (3) 研究史の整理として、拙稿「近世書籍史料研究の現在」(『歴史評論』第六百五号、二〇〇〇年)、同「一九九〇年代以降の書籍文化史研究」(近世)(『日本出版史料』第十号、二〇〇五年予定)を参照して頂ければ幸いである。
- (4) 拙著『武鑑出版と近世社会』東洋書林、一九九九年
- (5) 西山松之助編『江戸町人の研究』(第三巻、吉川弘文館、一九七四年)、ほか。
- (6) 拙稿「紅葉山文庫の管理と書物師出雲寺」(『学習院史学』第三十一号、一九九三年三月)、同「近世社会における文化の階層性―書肆の存在・活動形態から―」(『歴史学研究』第七百六十八号、二〇〇二年十月)。
- (7) 本稿で紹介する史料については、すでに宗政五十緒『近世京都出版文化の研究』(同朋舎、一九八二年、二百四十二～二百四十七頁)が着目されている。
- (8) 拙稿「書物と書物問屋仲間」(藤田覚・大岡聡『街道の日本史二十江戸』吉川弘文館、二〇〇三年)で若干、触れている。
- (9) 時元の次男一衣は寛文八年(一六六八)京都小川一条上ル丁に移転、さらに三代目当主誠首は元禄七年(一六九四)に三条通栞屋町に移転した。三条通栞屋町の店は明治期まで続く。

- (10) 家号「出雲寺」の初出は、管見の限りでは、元禄五年(一六九二)六月二十二日の貝原益軒の日記(『九州史料叢書七 日記六号』九州史料刊行会、一九五六年)と、元禄五年刊の「装束図式」(大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館所蔵)の刊記である。家号「出雲寺」の由来は「由緒」によれば、店舗が今出川にあつたことに求められる。
- (11) 翻刻に『東京市史稿』産業編三十二(東京都、一九八八年)がある。
- (12) 『九州史料叢書七 日記六号』。
- (13) 『本朝通鑑』第十六卷(国書刊行会、一九一九年)の寛文六年六月九日条。
- (14) 出雲寺家の当主は初め幕府の細工方、のち書物方配下の御用達町人である書物師に任じられた。
- (15) 江戸店については、元禄十五年刊行の「和歌古語深秘抄」の奥書に「出雲寺和泉掾 京都・江戸日本橋南二丁目同店」とあるものもつとも古い。
- (16) 元禄期に京都の書肆の数は約百軒の達した。そのなかの十軒は「十哲」と称された。すなわち元禄十五年(一七〇二)刊行の都の錦著「元禄太平記」に「京都の本屋七十二軒は中古より定まりたる歴々の書林、孔門七十二賢にかたどり、其の中に、林(出雲寺)・村上・野田・山本・八尾・風月・秋田・上村・中野・武村、此十軒を十哲と名付けて、専ら世上に隠れなく、いづれもすくれし人々なり」とある。
- (17) 「割印行事一覽」(朝倉治彦・大和博幸編『享保以後江戸出版書目新訂版』臨川書店、一九九三年、十四～二十六頁)。
- (18) 蒔田稻城『京阪書籍商史』臨川書店、一九二九年発行、一九八二年修正復刻、百十四～百十五頁。
- (19) 前掲『近世京都出版文化の研究』百九十七～二百八頁。
- (20) 出雲寺要人以後八名の江戸店当主は、受領名「和泉掾」を名乗った形跡は認められない。しかしながら後述するように、受領名について

それを名乗る手続きを含めて、その権利は別家化した際に、江戸店に渡されたと見られる。そのため「江戸店出雲寺和泉掾家」の名称を用いている。

- (21) 国立公文書館内閣文庫所蔵「書物方日記」第百十八冊。
 (22) 同右「書物方日記」第百二十九冊。
 (23) 出雲寺幸次郎版「大成武鑑」。
 (24) 出雲寺万次郎版「万世武鑑」。
 (25) 前掲『武鑑出版と近世社会』を参照のこと。本文では概略を述べらる。
 (26) 国立公文書館内閣文庫所蔵。宝永三年(一七〇六)から安政四年(一八五七)まで二百二十五冊が伝存する。
 (27) 両替商播磨屋中井家については『史料館叢書四 播磨屋中井家永代帳』(国立史料館、一九八二年)に詳しい。
 (28) 註十四を参照のこと。
 (29) 「由緒」によると、時元は明暦三年(一六五七)正月十一日に、受領許可の口宣を取得して「和泉掾」を名乗ったという。念のために、受領ついでほかの史料で確認しておく、元禄三年(一六九〇)までの口宣を載録する「諸職受領調」(『未刊文芸資料 第二期 第五回九』古典文庫、一九五二年、五十三頁)に、以下の記事が認められる。
 「一、口宣 無之 和泉
 是者、三條通榭屋町書物屋出雲守和泉父明暦三年正月十一日頂戴仕候由、焼失候得共、只今二受領名ヲ名乗申候由」
 一方、現存本によれば、時元は明暦元年(一六五五)の刊記を持つ「唯一神道名法要集」(国文学研究資料館収集マイクロフィルム)で、既に「林和泉掾」を使用している。従って、受領の理由とその使用のされ方については、今後、検討しなければならぬ。
- (30) 田中康雄「寛政期における江戸両替商の経営」(『三井文庫論叢』第二号、一九七五年)。
 (31) 今田洋三『江戸の本屋さん』(日本放送出版協会、一九八七年)は明

和・天明期に江戸における上方出店の撤退という事態が生じると指摘する。その事例として伏見屋藤右衛門の出店藤三郎、茨城屋多左衛門の出店小川彦九郎、前川権兵衛の出店などが紹介されている。

- (32) 言論社、一九七八年。
 (33) 日本書誌学大系七十六(青裳堂書店、一九九八年)。
 (34) 京都府書店商業組合、一九九四年。
 (35) 『早稲田大学図書館紀要』第十九号、一九七八年。
 (36) 「松本六三郎」を称する書肆は、管見の限り、見当たらない。当主は代々「平助」を名乗ったものと推察する。
 (37) 『改訂増補 近世書林板元総覧』では店の場所を「京寺町通松原下ル」とする。
 (38) 鈴木敏夫『江戸の本屋(上)』中央公論社、一九八〇年、四十九～五十頁。
 (39) 永田調治による出版物では、安永二年(一七七三)刊行、天倪著「辨歴方録」(永田調治・河南四郎右衛門・伊予屋佐右衛門(京都)相合)が古く、天明二年(一七八二)刊行、秋里離島著「忠孝人龍伝」(単)が最も時期が下る。
 (40) 註三十七に同じ。
 (41) 岸雅裕編『京都書林仲間資料』(愛知県郷土資料刊行会、一九八一年、六十六頁)所収の慶応四年(一八六八)書林仲間行事中宛・永田調兵衛作成の口上書による。
 (42) 蒔田稲城『京阪書籍商史』(百十四～百十五頁)、宗政五十緒『近世京都出版文化の研究』(三百十一～三百十八頁)。
 (43) 藤川雅恵「鶯水浮世草子の特質とその板元・菱屋治兵衛との確執をめぐって」(富士昭雄編『江戸文学と出版メディア』笠間書院、二〇〇一年)。
 (44) 同右。
 (45) 国立公文書館内閣文庫収蔵「海北若冲蔵書目録」(請求番号二一九一～一六八)のうち「出雲寺ヨリ申来候天明八年正月晦日京都大火之節板

- 本焼失之分」。本史料は鈴木淳「万葉集出版小史」（『江戸文学』第十五号、一九九六年）によって存在を知った。
- (46) 大坂府立中之島図書館所蔵「大坂書籍商旧記類纂 下之巻」のうち「重板類板絶板禁板諸差構事件」寛政五年九月条。本史料は前掲の藤川雅恵論文中に紹介されている。
- (47) 宗政五十緒『近世京都出版文化の研究』（二百四十二～二百四十七頁）。
- (48) 弥吉光長『未刊史料による日本出版文化第一巻』（ゆまに書房、一九八八年、五十四・五十五頁）。
- (49) 註四十五に同じ。
- (50) 岸雅裕編『京都書林仲間資料』八・九頁。
- (51) 註三十三に同じ。
- (52) 井上隆明『改訂増補 近世書林板元総覧』では、本稿の表1「出雲寺家歴代当主—京都店—」・表2「出雲寺家歴代当主—江戸店—」に示した京都店・江戸店の当主が含まれているため、データを取捨する必要があった。
- (53) 『江戸時代の図書流通』（思文閣出版、二〇〇二年、五十五頁）。
- (54) 宗政五十緒『近世京都出版文化の研究』二百四十八～二百五十三頁。
- (55) 森大狂「書估文石」（日本書誌学大系十六『本屋のはなし』青裳堂書店、一九八一年、三十四～三十八頁）。
- (56) 仲間内の家格の高下については今後考察したい（『京都書林仲間資料』十一～十四頁に關係する史料がある）。
- (57) 『近世文芸』第三号、一九五六年。
- (58) 『大阪の歴史』第五十七号、二〇〇一年。
- (59) 註四十三に同じ。
- (60) 足立政男『老舗の家訓と家業経営』（広池学園事業部、一九七四年）に示唆的な切り口を持っていない。
- (61) 註五十七・五十八に同じ。
- (62) 店表の奉公人とは手代・子どもである。そのライフサイクルについての研究に、西坂靖「大店の奉公人の世界」（高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅲ 人』東京大学出版会、一九九〇年）がある。
- (63) 武鑑を造本する時に板元が負担する費用の内訳について紹介したところがある（拙著『武鑑出版と近世社会』百七十八～百八十一頁）。
- (64) 『京阪書籍商史』（百三十二～百三十七頁）。
- (65) 商人・細工人と京都書林が結んでいた関係と、商人・細工人と江戸の書物問屋とが織り成していた関係とは、やや性格が異なるようである。三都の株仲間と下職等との関係の比較分析は、今後の課題として残されている。
- (66) 天保四年（一八三三）九月「口上書」（『京都書林仲間資料』十・十一頁）。

【史料翻刻】

別家并准別家

松本平助

○初代者江戸店別家手代谷村豊左衛門ト云、寛保二年十二月一日死、

此弟京都二罷居、此時早速下りて跡式を請買ひ板木類京都へ持歸
ル、京麩屋町二条下ル町ニて谷村豊左衛門○卜名乗相續し、安永五年十月死去ス、法名是空法子ト云、墓所高倉
五条下ル丁宗仙寺ニ有○松本新六右谷村ニ勤居ル手代也、此者生国若州荻生村徂徠先生ト同
所ニて徂徠江立入して先生述之書を板行し追々繁昌ス、然ル処跡式
手代善兵衛ニ譲り自身八本国へ歸り隠居ス○善兵衛八大文字屋七郎兵衛方表紙之弟子也、主人と不和ニして江戸
へ下り新六方に奉公し新六より跡式を貰ひ相續ス、此子二人有姉ニ
當時平助を養子とす弟吉次郎京都へ登り此方ニ奉公ス○元服させて後江戸へ下り嫁をむかひ一兩年相續し処、天明四年二月
死去、法名淡然陽雪信士といふ、是によりて○姉ニ當時平助を養子とス、平介相續して四日市へ店を出し、次第に
○繁昌、自子無之養子六三郎ト云

和泉屋吉兵衛

○吉兵衛八芝神明前辺二宿をもたせて本商売ス、追々代替りに今家名
有

大和屋清兵衛

○清兵衛八四町目二宿をもたせ本商売を初むる当時居所

蒼屋勘兵衛

○勘兵衛八四条麩屋丁二店を出し、二代め之勘兵衛八隠居して東寺匣
村二居ス、此子式人兄勘兵衛と改、此者不埒者ニ而家督并居宅沽賣
払江戸へ下りて須原屋茂兵衛殿店ニ奉公ス、弟八京

○烏丸五条ニて本商売し家名継、文化 年死、此子志人有

此別家 蒼屋甚介 同儀兵衛 同 善介 同 宗八

永田調兵衛 菱屋

○調兵衛八法名 加岳祐仙 此子調兵衛相續自子無之二付大和より養
子ス、此者不埒者ニて板木賣弘衰微ス、無程離縁前調兵衛八調治ト
改名ス、此調治之縁者之者取続、當時西六条花屋町ニて本

○商売して永田調兵衛ト云

菱屋治兵衛

○初代治兵衛八此方蔵之細工人也

河南四郎右衛門 菱屋

○初八永田調兵衛ニ奉公、後此方ニ来り相勤ル、後宅ヲもちて本商売
をス、自子無之二付養子ス、次第ニ繁昌して日笠屋半兵衛ト云、別

二店を出入、養子四郎右衛門ト改、此子二人

○兄八跡ヲ継、弟八日笠屋へ入家ス、然ルに此者不埒ものにて円山端寮へ養子ニ参ル、跡八娘ニ手代ヲ養子トス

○当時河南四郎兵衛ト改、妻八此方下女ヲ遣ス

○子無之二より養子し隠居して吉右衛門ト云、日笠屋八娘在之、播州より養子入家相続之処京大火、後夫妻とも播州へ引越

此別家 喜兵衛 儀兵衛

大文字屋七郎兵衛

○七郎兵衛八麩屋町二条下ル町二本商売し自子無之二付、大宮三条上ル丁伊勢屋久右衛門之弟徳三郎を養子ト

○ス、此子吉人有

菱屋重兵衛

○重兵衛八烏丸松原上ル町二宿をもたせ貸本屋ヲ始、後宝曆 年死、此子二人、兄八誓願寺通茂知屋ト云家ニ奉公ス、妹八丹渡へ参ル

万屋多兵衛

○此方手代ヲ右家江養子ニ遣ス、家ヲ継死去、休安存清ト云、宿坊二条樋之口善導寺之寺中也

長村半兵衛

○此方手代武右衛門ヲ延享元年甲子年養子ニ遣ス、此者生国山城吉祥院村也、法名釈栄林ト云、此子三四人有、惣領

○半兵衛ト云家を継、法名釈栄然トいふ、次男ヲ分家し、和介ト云、此子三三人有、妹吉人、栄然自子無之によりて

○養子ス、是当時半兵衛なり

万屋作右衛門

○此方手代兵助を養子ニ遣ス、其節八衣之棚御池下ル町二住居し歴々二暮在之しに、天明大火後難儀ニ付居宅板木并土蔵式ケ所等まで賣

払御池通二抱屋敷地ある二より、是二小家をたて住し本商売せり、此子二人有、吉人の女子八早世ス、

○男吉人成人して作右衛門トなり相続させ、自身八清兵衛ト改名、此年秋妻死去ス、作右衛門二子早世、文化四年三月四日作右衛門死

去、妻ニ縁者より養子をとりにて

○家名相続、其後家業を扇屋ト改、当時不明門通松原下ル丁二住ス
此別家 万屋吉兵衛

大和屋伊兵衛

○伊兵衛八佛光寺町ニて書物店を出し初代々三代目伊兵衛ニ女子此方二天明年中奉公いたし居る処、不行跡ニ而暇遣ス、又黄壁五ヶ之庄トいふ所ニ伯父有、後には是へうつりて当時伏見街道稻荷辺ニ嫁

ス、伊兵衛死後、継子なくして跡絶ぬ、所持之板木類少々此方二有、伊兵衛墓所東堀川六角下ル丁の寺なり

菱屋平七

○平七二条油小路鏡屋の出生、弟吉人有、大火年迄鏡

屋相続せり、火後母ト共に伏見へ引越ここにして母八死去す、夫ハ此者道心者トなり佛光寺大宮辺ニ住ス、姉吉人ハ猪熊三条上ル町のそば屋に嫁ス、吉人ハ釜之座姉小路下ル丁導引ニ嫁ス

平七新門前へ宿をもたせ、妻を押し小路葉屋より貰ひて名ヲきおといふ、然ル処夫妻暮し兼候ニ付妻離縁して独身と成、文化八年ニ病発して摺物細工相やめ道心者ニなり、当時弟之隣に借宅住ス

荒物屋長兵衛

○長兵衛八幼少より奉公ニ来り元服後八江戸へも度々下り正直ニして能荷物を賣捌ぬ、後女之儀ニより過言し暇遣ス、七八年出入ヲ止メ、大火後各前之了簡ニ而

○出入を寛す、文化 年死、此子源七継

菱屋多助

○多介八下立賣時屋町丸屋喜右衛門の妾腹の子也、喜右衛門ハ其節ニ妻ニ暇遣し大坂天満へ引越ス、母共此子京都に残り、一子を養育し高倉二条下ル町ニ而九才之時喜多川外内の世話をもて、此方ニ奉公

来り、喜右衛門大坂ニて子吉人出生、当時山形屋弥兵衛トいふ也、母かねて多介ニ云ひしハ、いかにも妾とせに往来不致様申付候而、是後母八御幸町二条下ル町ニ住居之所京大火後大坂へ引越死去、多介追々成人して二十四五才之時ニ、とせ儀此方店へ尋ニ来り多介始而会ふ、夫より始而通路す
請人高倉綾小路下ル丁清兵衛なり

菱屋弥介

○弥介ハ

菱屋儀介

○儀介ハ

(中略)

文化八年孟秋書

印

(右は出雲寺家旧蔵「由緒」の一部を翻刻したものである)